

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（派遣元事業場）に雇用され、同社C営業所に所属し、D会社（派遣先事業場）において、技術職として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、E国に出張し、同国の太陽電池製造工場において太陽電池製造装置の調整作業に従事し、床面にあった木製の板を移動させていたところ、開口部から墜落し、負傷した。

請求人は、同日、同国のF病院に受診し治療を受け、同年〇月〇日帰国後、G病院に転医し「肝損傷、左大腿骨頸部骨折、左膝関節打撲傷、多発性肋骨骨折、横突起骨折、頭部打撲」と診断された。

その後、請求人は、Hクリニックに受診し「右多発性肋骨骨折、胸椎多発横突起骨折、腰椎多発横突起骨折、左大腿骨頸部骨折」の傷病名で治療を継続した結果、平成〇年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人に残存する障害として評価すべきものは、請求人の訴え及び治ゆ時の障害状態に係る平成〇年〇月〇日付けI医師作成の診断書によると、神経系統の障害、醜状障害及び左下肢の機能障害であると認められることから、当審査会において、改めて一件記録を精査したところ、次のとおりである。

ア 神経系統の障害

I医師は、上記診断書において、「右肋骨多発骨折に伴う肋間神経損傷に基づく『複合性局所疼痛症候群II型』であり、がん固な局所の神経症状を残すものと思われる。」旨の所見を述べている。また、J医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書及び同年〇月〇日付け診断書において、「就労の可否については、体を余り使わない軽い作業なら何時間か継続して従事可能であるが、調子が悪い日は休まなくてはならない。」旨述べている。さらに、K医師は、平成〇年〇月〇日付け障害等級認定に関する意見書において、「強い背部痛があり、せき柱運動で増悪する。右肋骨弓を中心に圧痛が強い。下肢に神経学的な異常はない。」旨述べている。

請求人は、1日に3回程度激痛に襲われることがあるとしているが、症状の記録及び上記の3人の医師の意見に鑑みると、就労可能な職種にある程度の制限はあると思料されるものの、業務に従事することはできない状態ではないとみるのが相当であり、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(キ)に説示するとおり、障害等級第12級の12(通常の労務に服することはできるが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起こるもの)に該当すると判断する。

イ 醜状障害及び左下肢の機能障害

当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおり、いずれも障害等級には該当しないものであると判断する。

(2) 以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級第12級を超えるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。